

令和7年度瀬戸内市シティプロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

瀬戸内市シティプロモーション業務

2. 業務目的

本市におけるシティプロモーション業務は「第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略」において、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図り、ひいては移住・定住する人が増えることを目指しており、そのために、魅力ある様々な地域資源等を広く市内外にPRすることで、まちの認知度・好感度・価値の向上を促進し、持続可能なまちづくりの推進に取り組むこととしている。

以上を踏まえて、本業務では市内外の人的ネットワークを構築し関係人口拡大のためのプラットフォームの運用を行うとともに、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」のブランドイメージを定着させるため、SNS等を活用した効果的な情報発信、関係人口との交流の機会の創出などを通じて、瀬戸内市を応援したいと思うファンの獲得と、継続的な関係性の構築を目的とする。

3. 委託期間

業務契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務委託履行場所

受注者の事業所及び瀬戸内市内

5. 業務内容

(1) 瀬戸内市のファン組織「せとうちファンクラブ」の運営・管理

現在運用中の瀬戸内市のファン組織「せとうちファンクラブ（令和7年1月31日現在会員数：2,627人）」について、受注者がせとうちファンクラブ運営事務局として、せとうちファンクラブの管理・運営及び、ファンクラブ会員特典の付与や会員限定企画の運用などによる会員数の拡大を行う。主な業務内容は以下のとおりとする。

① 入退会処理

a) 新規入会者の会員証・会員特典名刺の作成及び発送

業務内容(1)⑥で管理しているせとうちファンクラブWebサイトに設置している入会フォームおよびせとうちファンクラブのメール、FAX等により入会の申し込みがあった場合には、会員管理簿に追加する。

月に2回程度、期間内に申し込みをした新規入会者を対象に、会員特典の会員証及び会員名刺を発行し、新規入会者特典の冊子と合わせて郵送する。

b) 退会処理

業務内容(1)⑥で管理しているせとうちファンクラブWebサイトに設置している退会フォームおよびせとうちファンクラブへのメール、FAX等により退会の申し出があった場合には、会員管理簿から削除する。

② 会員特典名刺の追加発行

業務内容（１）⑥で管理しているせとうちファンクラブ Web サイトに設置している名刺増刷申込フォームおよびせとうちファンクラブへのメール、FAX 等により特典名刺の増刷の申し込みがあった場合には、名刺用紙に両面印刷し郵送する。なお、名刺の増刷枚数は、1 人当たり最大 50 枚以内（当該委託期間内）とする。

③ 特典加盟店舗の拡充及び利用促進

令和 6 年度末加盟店 22 店舗に加え、新規に 5 店舗の特典加盟店舗の拡充を行う。

加盟店舗は市内の事業者から選定し、交渉の際には事前に市の同意を得るものとする。

業務委託終了後には、各事業者の特典利用数を集計し、市へ報告すること。

④ メールマガジンの定期発信（毎月末）

毎月末にファンクラブ会員へメールマガジンの配信を行う。

メールマガジンの内容は、関係団体の Web サイトや SNS 等により瀬戸内市のイベントや観光情報、配信時期に おすすめの特産品情報等を収集し、画像を掲載する等見応えのあるメールマガジンとなるよう工夫すること。

メールマガジンの発信に当たっては、発信日の 10 日前までに市にメールマガジン案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

⑤ せとうちファンクラブの SNS（X、Facebook、Instagram、Youtube）保守・管理等

せとうちファンクラブ X (https://twitter.com/setouchi_fc)

せとうちファンクラブ Instagram (https://www.instagram.com/setouchi_fc/)

せとうちファンクラブ Facebook (<https://www.facebook.com/setouchifc>)

せとうちファンクラブ YouTube(<https://www.youtube.com/channel/UCZOux9waIozUSG2t4sOV5Dg>)

a) 保守・管理

上記せとうちファンクラブの SNS を活用して、効果的な情報発信とネットワークの充実を図る。関係団体等の瀬戸内市に関する投稿の「リポスト」や「いいね」等を行うとともに、せとうちファンクラブの SNS 宛へ投稿された「ポスト」や「ダイレクトメッセージ」等に対して、必要に応じて対応を行う。

また、その他せとうちファンクラブ SNS の保守・管理を行う。委託料には X の公式認証マーク取得費（月額 1,380 円×10 ヶ月分=13,800 円）を含めること。

b) 独自の掲載

せとうちファンクラブ X、Instagram、Facebook において、独自の投稿を月 1 回以上行う。

投稿内容については、瀬戸内市の資源や魅力ある人、イベントの紹介等を行うものとし、投稿の 10 日前までに市に原稿案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

また、情報発信に強みを持つファンクラブ会員やインフルエンサー等の起用を検討する。

⑥ せとうちファンクラブ Web サイト保守・管理等

せとうちファンクラブ Web サイト (<https://setouchi-fc.com/>)

a) 保守・管理

上記せとうちファンクラブの Web サイトの保守・管理を行う。管理は Word Press にて行い、委託料にはサーバ利用料（約 50,000 円）及びドメイン使用・管理料（5,000 円）を含めること。

b) 特集記事の掲載

魅力ある地域資源及び本市の取り組み等について広く市内外に情報発信が行うため、年5回以上の特集記事掲載を行うこと。

特集記事の内容にあたっては、瀬戸内市の資源や魅力ある人、物等の取材を行い、投稿の1ヶ月前までに市に原稿案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

Webサイトに特集記事を掲載した際には、業務内容(1)⑤で管理を行うせとうちファンクラブ SNS において、要約した内容の投稿を行い、Web サイト特集記事への誘導に繋げること。

⑦ ファンクラブ会員を対象としたキャンペーン企画の実施(4回以上)

新規入会者確保を目的としたキャンペーンを4回以上開催すること。ただし、開催にあたっては2か月に1回など間隔を空けて定期的に開催すること。

実施にあたっては、キャンペーンの募集開始日の1ヶ月前までに市に実施要領を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

キャンペーン終了後には、SNS での反応やキャンペーンの応募者数等を集計し、市へ報告すること。

⑧ 日本国内のファンクラブ会員が気軽に交流することができるオンラインイベントの開催(4回以上)

Web 会議システム(ZOOM 等)を利用したオンライン形式のイベント(所要時間2時間程度、一般参加者15人程度を想定)を4回以上開催すること。ただし、開催にあたっては1か月に1回など間隔を空けて定期的に開催すること。

テーマは、瀬戸内市に関連する内容を基本とし、ファンクラブ会員同士の交流を目的とすること。あわせて、参加促進の取組を検討すること。また、本市のPR大使の馬場桜佑氏との連携を検討すること。

実施にあたっては、イベント開催の2ヶ月前までに市に企画書案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

イベント開催後は、業務内容(1)⑤で管理しているせとうちファンクラブの SNS やせとうちファンクラブ YouTube 掲載用に数分の要約動画を作成し掲載すること。

⑨ ファンクラブ会員対象アンケートの実施及び回答促進(1回以上)

本業務の効果を図ること及び今後のプロモーションの方向性を検討するため、ファンクラブ会員を対象としたアンケートを1回以上実施する。アンケートは、回答率向上のために効果的な仕掛けを行うこと。

アンケート結果集計後は、回答結果を市へ報告するとともに、業務内容(1)⑥で管理しているせとうちファンクラブ Web サイト等に要約した結果を掲載すること。

アンケートの実施にあたっては、回答期間初日の1ヶ月前に市に実施要領を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

⑩ 瀬戸内市の情報誌の発行(1回)

11月上旬に瀬戸内市の情報をまとめた情報誌を発行する。

ページ構成はA4サイズ、両面カラー、8ページ程度を想定。オンラインで閲覧できるようデータ版を作成し、業務内容(1)⑤で管理を行うせとうちファンクラブ SNS および業務内容

(1) ⑥で管理しているせとうちファンクラブ Web サイトにも掲載することに加え、窓口用に紙媒体で 100 部印刷し、市へ納品すること。

情報誌の発行にあたっては、発行日 2 ヶ月前に市に構成案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

⑪ 瀬戸内市の情報誌の発行のダイレクトメールの送付 (1 回)

11 月中旬に業務 (1) ⑩の情報誌の発行についてダイレクトメールを作成し、市が提供する送付者リストの対象者約 22,000 人へ送付する。

ダイレクトメールの規格は、はがきサイズ、両面カラー、厚さ 180kg 以上。

はがきの裏面には本市を PR するような写真や画像等を使用し、継続して見てもらえるよう工夫すること。表面には宛名のほかに情報誌を掲載する Web サイトへ誘導する二次元バコード等を掲載し、アクセス数の解析が行うことができるよう設定すること。

送付にあたっては、送付 1 ヶ月前に市にデザイン案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

⑫ セとうちファンクラブグッズの作成 (1 回)

11月中旬に、令和 8 年 1～12 月のカレンダーを作成し、ファンクラブ会員約 3,000 人に送付する。カレンダーには瀬戸内市の写真等（必要に応じて市から提供することも可能）を掲載し、瀬戸内市独自の記念日（瀬戸内市民の日）や定期的に開催しているイベント情報等を表記する等、瀬戸内市への訪問意欲向上に繋がるような仕掛けを施すこと。

カレンダーにはせとうちファンクラブ Web サイト等に誘導する二次元コードを表示すること。カレンダーの作成にあたっては、作成日 2 ヶ月前に市にデザイン案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

⑬ その他問い合わせ等への対応

その他、メールや電話等せとうちファンクラブに対する問い合わせについて、必要に応じて対応を行う。

(2) 独自提案

せとうちファンクラブの会員数の拡充及びファンクラブ会員による情報発信の機会の創出、瀬戸内市の認知度向上を達成するため、提案者の強みを生かした効果的な取り組みを提案すること。
なお、経費は全て委託料に含むものとする。

6. 業務目標設定等

(1) 5. 業務内容 (1) のせとうちファンクラブの会員数について、前年度末から 20%増加を目指す。

7. 業務委託予算額

業務委託に係る予算額は、10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

※委託業務の実施に必要な実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

8. 事業成果報告及び納品物

事業実施に係る成果報告は、次のとおりとする。

- (1) 月間報告書及び毎月末のファンクラブ会員名簿
- (2) 5. 業務内容(1)⑦SNS キャンペーン報告書
- (3) 年間報告書
- (4) 本業務で取得・作成した写真、画像、動画、文書、冊子等のデータ一式
- (5) その他資料一式

9. 業務に係る注意事項

(1) 協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを、契約期間中にオンライン等により月1回以上行うものとする。なお、契約締結後ただちに1回目の打ち合わせを行い、その他打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。受注者は打ち合わせごとに協議記録を市へ提出すること。

(2) 守秘義務

- ① 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

(3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

(4) 権利関係

- ① 本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等）の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

(5) 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で年間計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
- (4) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (5) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (6) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) 本業務は単年度では成果が得られにくいことから、履行状況が良好であり一定の評価基準を満たしていた場合、3年間の範囲内で地方自治法施行令第167条の2各号により随意契約し継続することがある。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。